

# 相続手続のご案内

## ～貯金取引の相続について～

### ご遺族の皆様へ

この度はご親族のご逝去に接し、衷心よりお悔やみ申し上げます。  
ご存命中は、当組合と長くお取引を賜り厚くお礼申し上げます。

本冊子は、貯金等のご相続に関する手続について、当JAでのお手続の流れや必要な書類等についてご案内しております。

ご不明な点がございましたら、お気軽に取引店舗までお問合せください。

#### 目 次

1 相続手続の流れについて …… 1 ~ 5 ページ

- (1) 死亡のご連絡
- (2) 相続人の範囲
- (3) 相続関係図(相続人の確認用)
- (4) 相続手続のお申し出
- (5) 必要書類のご準備
- (6) 必要書類のご提出
- (7) 相続貯金払戻し等のお手続

2 残高証明書発行について …… 5 ページ

# 1 相続手続の流れについて(貯金取引)

## (1) 死亡のご連絡

お亡くなりになられた方のお取引店舗へ、お電話又はご来店によりご連絡をお願いします。その際は、以下の点にご留意願います。

- ア 被相続人の貯金口座について、原則としてお引き出しやご入金等のお取扱いができなくなります。
- イ 年金のお振込みについては、停止されます。
- ウ 口座振替契約がある場合は、五大公共料金以外の口座振替契約は原則停止となります。

## (2) 相続人の範囲

■配偶者は常に相続人になります。

以下の表に記載の優先順位で配偶者とともに相続人になります。

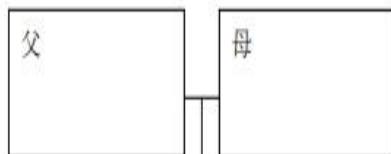
第1順位	「子」（子が死亡している場合は孫が代襲相続人になります。）
第2順位	「父母」（第1順位の相続人がいない場合） (父母が死亡している場合で祖父母が存命であれば祖父母)
第3順位	「兄弟姉妹」（第1順位・第2順位の相続人ともいない場合） (兄弟姉妹が死亡している場合は甥姪が代襲相続人となります、一代限りです)

## (3) 相続関係図

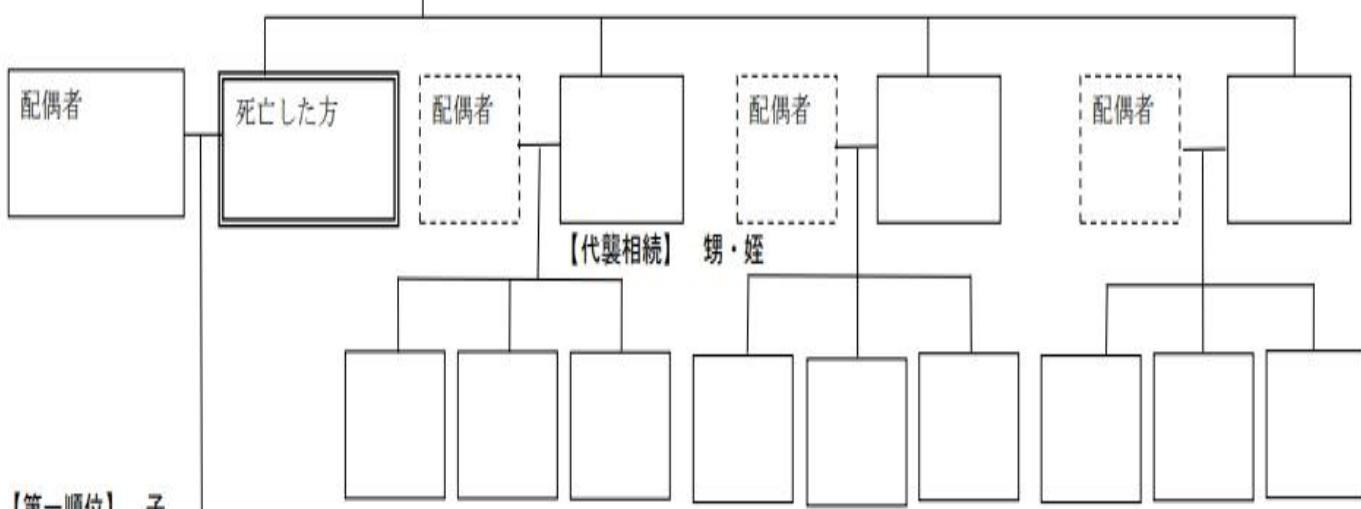
お亡くなりになられた方(被相続人)の相続について、次ページの「相続関係図」により相続人のご確認をお願いします。

# 相続人関係図

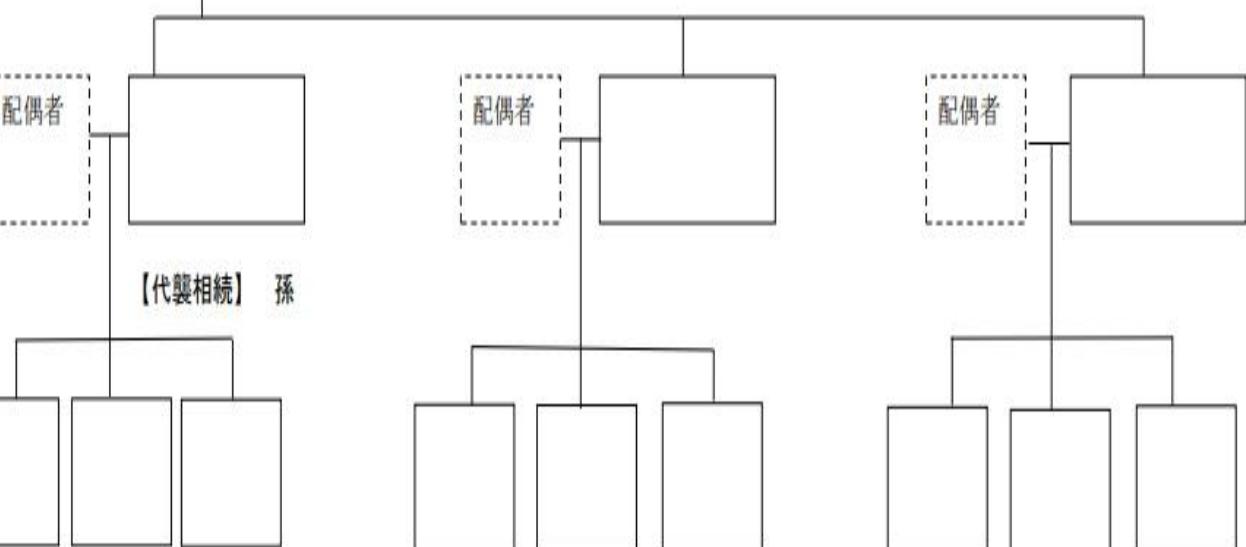
【第二順位】 直系尊属



【第三順位】 兄弟姉妹



【第一順位】 子



【代襲相続】 孫

#### (4) 相続手続のお申し出

お亡くなりになられた方のお取引店舗(又はお近くの店舗でも結構です。)へご来店のうえお申し出願います。

お電話では、お取引内容に関するご質問にはお答えいたしかねますので、あらかじめご了承ください。

店舗窓口において、相続方法、相続人の範囲等について確認させていただき、必要書類のご案内をいたします。

#### (5) 必要書類のご準備

相続手続に必要な書類は基本的に以下の表の通りです。

なお、この各書類については原本をご用意願います。JAで写しを取らせていただき、原本はお返しいたします。ただし、お取引の種類(貯金・融資・共済・出資金等)や遺言書の有無等により、必要書類は異なります。

相続手続に必要な書類でご不明な点がございましたら、店舗窓口へお問合せ願います。

主な必要書類の表

書類名	説明
戸籍謄本	<ul style="list-style-type: none"><li>被相続人がお生まれになってからお亡くなりになられるまでの、つながりが確認できる範囲の戸籍謄本(除籍謄本および改製原戸籍含む。)</li><li>戸籍謄本に代えて、法務局が発行する「法定相続情報一覧図の写し」でもお手続きが可能です。</li><li>上記の戸籍謄本等のほか、相続人の戸籍謄(抄)本の提出をお願いする場合がございます。</li></ul>
印鑑証明書等	<ul style="list-style-type: none"><li>相続手続日において、原則として発行後6か月以内の印鑑証明書。</li><li>相続手続を代理人に委任する場合は、委任状、委任する相続人および代理人の印鑑証明書、代理人が法人の場合は登記事項証明書と印鑑証明書が必要です。</li><li>「相続手続依頼書」に実印により署名・捺印された相続人・遺言執行者・相続人の代理人等の印鑑証明書の提出をお願いします。</li></ul> <p>※ 相続人が当JAと貯金取引がある場合、実印に代えてお届け印の捺印によることができます。</p>

書類名	説明
被相続人名義の 通帳・証書・カード類	<ul style="list-style-type: none"> <li>貯金取引の場合 ..... 貯金通帳、貯金証書、キャッシュカード ※ 貯金通帳は、ペイド打抜き後返戻します。</li> <li>融資取引の場合 お取引内容により、手続や必要書類が異なります。 詳細はお取引店舗までご相談願います。</li> <li>共済取引の場合 ..... 共済証書</li> <li>出資取引の場合 ..... 出資証券</li> </ul>
遺産分割協議書	<ul style="list-style-type: none"> <li>相続人全員の署名・捺印のある遺産分割協議書。</li> </ul>
遺言書	<ul style="list-style-type: none"> <li><input type="radio"/> 自筆証書遺言 家庭裁判所が発行する「遺言書検認調書謄本」、「遺言書検認済証明書」、「遺言書検認済通知書」のいずれかを添付願います。</li> <li><input type="radio"/> 遺言書情報証明書 自筆証書保管制度により、法務局に原本が保管されている場合に提出願います。</li> <li><input type="radio"/> 公正証書遺言 正本又は謄本を提出願います。</li> </ul>
相続放棄申述受理証明書 又は 相続放棄申述受理通知書	<ul style="list-style-type: none"> <li>相続人の中に相続放棄された方がいる場合、提出願います。</li> </ul>
相続手続依頼書	<ul style="list-style-type: none"> <li>取引内容に応じ、当JA所定の相続手続依頼書への記入、捺印等をお願いします。</li> </ul>

## (6) 必要書類のご提出

当JAの取引店舗(又はお近くの店舗でも結構です。)にご来店いただき、相続手続に必要な書類をご提出願います。

JAで確認をさせていただいたうえで、所定の相続手続依頼書への記入・捺印等をお願いいたします。

※ご来店いただく際は、スムーズなご案内と待ち時間短縮のため、あらかじめご予約いただきますようお願ひいたします。

※ご提出いただいた書類不足等がある場合には、再度ご提出いただく場合や追加の書類をご依頼する場合がありますので、あらかじめご了承願います。

## (7) 相続貯金戻し等のお手続

すべての相続手続書類をご提出いただき、当JAで確認後ご指定の方法で戻し等の手続をいたします。

戻し等の手続が終わり次第、計算書・お預かりした通帳等をご返却いたします。

## 2 残高証明書発行について

被相続人の貯金等にかかる残高証明書や評価額証明書については、相続人・遺言執行者・相続財産清算人等のご依頼により以下の通り発行致します。

### ■ ご記入いただく書類

「相続税申告等のための取引状況証明依頼書」(当JA所定の書類)

### ■ ご提出いただく書類

① 被相続人がお亡くなりになられたことが確認できる戸籍謄本等  
(戸籍謄本・除籍謄本・法定相続情報一覧図(写)等)

② 依頼者が相続財産の権利者(相続人・遺言執行者・相続財産清算人等)であることが確認できる戸籍謄本・審判書等  
(遺言書又は遺言書情報証明書・遺言書検認調書謄本等)

③ 依頼者が相続人・遺言執行者等から委任を受けた代理人であることが確認できる書類  
(委任状、相続人・遺言執行者等及び代理人の印鑑証明書等・代理人の運転免許証等の本人確認書類)